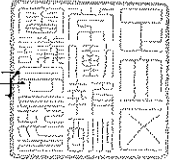


平成26年12月10日

足立区長 近藤 弥生 様

足立区労働報酬審議会
会長 渡部 典子



平成27年度労働報酬下限額について (答申)

平成26年11月13日付け26足総契発第1242号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、足立区の入札・契約制度に反映されるよう要望します。

記

- 1 工事又は製造の請負契約に係わる労働報酬下限額
 - (1) 熟練労働者、一人親方
平成26年度公共工事設計労務単価51職種ごとに、90%を乗じて得た額が妥当である。
 - (2) 熟練労働者以外の労働者
 - (1)により得た平成26年度公共工事設計労務単価の「軽作業員」の額に、70%を乗じて得た額が妥当である。
(1時間あたり1,064円)
- 2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）に係わる労働報酬下限額
平成26年度足立区臨時職員単価（事務補助A）と同額が妥当である。
(1時間あたり930円)
- 3 指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額
上記2に示す労働報酬下限額と同額が妥当である。
(1時間あたり930円)

【意見】

- 1 公契約条例の運用にあたり、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。
 - (1) 公契約条例適用現場において、労働者への周知徹底を図られたい。

- (2) 更衣室やトイレを男女別に設置するなど、女性労働者に対する労働環境整備を進められたい。
 - (3) 社会保険の未加入対策、建設業退職金共済制度の普及徹底を元請事業者に指導されたい。
 - (4) 昨年度要望した、工事の設計変更に対する柔軟な対応、適正な予定価格の設定と積算の詳細内容の公開、図面契約条項の見直しについても引き続き検討されたい。
- 2 今後の課題として、以下の点について検討することを要望する。
- (1) 労務台帳の内容の審査を来年度以降の審議事項とし、工事請負契約における熟練労働者と未熟練労働者の比率が、工事の品質を確保するために必要と思われる割合と掛け離れていないかどうか、検証する機会を設けられたい。
 - (2) 労働報酬審議会の開催時期を早め、複数回開催されたい。
 - (3) 他の自治体の労働報酬審議会の開催回数や審議内容を調査されたい。
 - (4) 公契約条例適用契約を受注した、元請事業所や現場監督、労働者に対し、アンケートを実施されたい。
 - (5) 労働報酬審議会委員が公契約条例適用現場に赴き、労務台帳を見るだけでなく、現場監督や労働者から直接話を聴く機会を設けられたい。

以上